

福岡県立精神医療センター太宰府病院

運営評価報告書

[対象年度 平成24年度]

平成26年3月7日

福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会

目 次

福岡県立精神医療センター太宰府病院の運営評価について

1	評価の対象期間	1
2	評価の方法	1
3	事業実績に対する評価	2
4	最後に	7
	参考資料	8

	福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会名簿	14
--	----------------------------	----

	福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会設置要綱	15
--	------------------------------	----

福岡県立精神医療センター太宰府病院の運営評価について

福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、福岡県立精神医療センター太宰府病院（以下、「太宰府病院」という。）における管理の適正化、良質な精神医療の提供及び経営健全化に資することを目的として、病院運営について外部評価を行った。

1 評価の対象期間

太宰府病院は、平成13年6月に全面改装を行い300床の県立精神科病院として運営している。

平成17年4月からは、公設民営方式で運営しており、病院の管理運営は、指定管理者である（一財）医療・介護・教育研究財団が行っている。

今回の評価は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までを対象として実施した。

2 評価の方法

- (1) 評価委員会であらかじめ評価方法及び内容について審議した結果、「病院の管理運営」、「医療機能」、「経営の健全化」といった3つの視点から評価することとした。
- (2) 具体的には、指定管理者から報告された平成24年度の事業実績について、以下の評価項目・評価対象ごとに各種指標も参考にしながらコメント方式で評価を行い、本運営評価報告書を取りまとめた。

評価項目	評価対象
I 病院の管理運営に関する事項	1 病院組織の管理運営に関すること 2 患者の権利と安全確保、患者サービスに関すること 3 医療の質に関すること
II 医療機能に関する事項	4 急性期を中心とした良質な精神医療の提供に関すること 5 身体合併症患者の受入れに関すること 6 社会復帰の促進に関すること 7 その他公的医療の実施に関すること 8 研究・研修・教育活動の充実に関すること
III 経営の健全化に関する事項	9 長期収支計画の達成に関すること

3 事業実績に対する評価

評価項目	評 価
I 病院の管理運営に関する事項	<p>病院組織の管理運営に関することについては、病院機能評価の受審に合わせて、病院の理念・基本方針、規程・マニュアルの見直しと周知徹底が図られている。</p> <p>検査機器やベッドの計画的更新のほか、25年度電子カルテ導入に向けた基盤整備を行うなど業務の効率化に取り組んでいる。</p> <p>患者の権利と安全確保、患者サービスに関することについては、迅速な情報の共有と事故防止策や事故後の対応を一元的に行う医療安全管理室を設置し、医療安全管理体制の強化を図っている。</p> <p>待ち時間対応策として、予約制の採用と外来待合室での待ち順番の表示を行うほか、テレビを設置するなどして患者の不満解消に努めている。</p> <p>医療の質に関することについては、医師及び看護師は充足し、コメディカルは診療実績の向上に伴い増員している。</p>
II 医療機能に関する事項	<p>急性期を中心とした良質な精神医療の提供に関することについては、精神科救急システムの中で一定の役割を果たしているものと考えられる。23年度からは入院患者が退院する際にも満足度調査を実施しており、さらなる良質な医療提供に努めている。</p> <p>社会復帰の促進に関することについては、デイホスピタル、訪問看護の実施、関連団体との情報交換及び患者家族会の活動の支援に取り組んでいる。</p> <p>研究・研修・教育活動の充実に関することについては、精神科研修医の受入れ、看護師等医療技術者の実習生の受入れ及び養成機関への講師派遣に取り組んでいる。</p>
III 経営の健全化に関する事項	<p>長期収支計画に基づき、毎年度減価償却費等を除く医業収支を均衡させるという目標を6年連続で達成しており、経営改善は順調に推移していると評価できる。</p> <p>地域の医療機関との連携強化による患者確保など収入確保のための取組により、患者紹介率の向上とデイケア患者数の増加が図られている。</p> <p>経費節減のための取組として、委託費・消耗備品費・消耗品費、薬剤・診療材料費等の入札・相見積による価格交渉の強化、在庫管理の徹底により費用の抑制が図られている。</p>

それぞれの評価項目、評価対象についての詳細な意見・評価は次のとおりである。

I 病院の管理運営に関する事項

I - 1 病院組織の管理運営に関すること

病院の理念・基本方針の周知については、職員への周知徹底のほか、患者・家族、地域住民にも理解が図られている。

病院運営の基本となる各種規程・マニュアルの整備や見直しが行われているとともに、その内容の周知徹底が図られている。

職員に対する教育・研修の実施については、院内研修の計画的な開催のほか、院外研修及び学会へは、計画に基づく参加と希望による参加の両面で積極参加の方針で臨む努力がなされている。

業務の効率化に向けた取組みについては、検査機器や老朽化ベッドなどを計画的に更新し、検査精度や療養環境の向上を図っている。

また、電子カルテを平成25年度中に稼働するため、仕様や管理規程を定めたほか、システムサーバーや病棟クライアント端末の更新などの基盤整備を行っている。

I - 2 患者の権利と安全確保、患者サービスに関すること

患者の権利と責任に関する周知については、「患者の権利と責任」を院内掲示するほか、院外広報誌やホームページに掲載するなどして患者や職員へ周知が図られている。

患者の安全確保対策については、医療事故の迅速な情報共有と事故防止策や事故後の対応を一元的に行う医療安全管理室を新たに設置し、医療安全管理体制の強化を図っている。また、防火管理対策については、避難・消火訓練などが実施されている。

来院者への接遇と案内、プライバシー確保への配慮、療養環境の整備については、各種会議や職員、患者等の意見・要望を参考に給食メニューの充実・冷暖房運転の弾力的運用・待ち時間短縮など患者サービスの向上を図っている。

I - 3 医療の質に関すること

必要な医師、看護師等の確保については、医師（常勤10人、非常勤6人）は、定数は充足するが類似県立病院よりは少ない。

看護師（常勤130人、非常勤2人）は充足し、コメディカルは診療実績の向上に伴い増員しており、類似県立病院と比較しても遜色ない人員配置となっている。

(表 1、2)

診療の質を改善するための仕組みについては、病院機能評価の認定取得後も業務内容の見直しを行っており、業務ガイドライン、マニュアル等の周知を図っている。

適切な診療・看護の記録については、診療録管理・保管マニュアルが作成されており、平成25年度から導入予定の電子カルテにより更なる正確性と効率性を図っている。

II 医療機能に関する事項

II - 4 急性期を中心とした良質な精神医療の提供に関すること

措置入院、緊急措置入院、応急入院患者の受入れ・治療については、平成24年度の入院患者数718人(平成23年度791人)のうち措置入院22人、緊急措置入院11人、応急入院21人及び鑑定入院8人の計62人(平成23年度52人)となっている。

精神科救急における拠点・専門病院としての患者の受入れ・治療については、福岡県精神科救急医療システム(※1)による平成24年度の入院患者数は397人(うち福岡ブロックの入院患者数は139人)のうち太宰府病院での受入患者数は31人(平成23年度35人)であり、精神科救急医療システムの中で一定の役割を果たしているものと考えられる。

(表 3)

また、平均在院日数(123.5日)、残留率(7.8%)、退院率(45.0%)、再入院率(22.1%)とも類似県立病院と比較しても遜色ないといえる。

(表 4、5、6、7)

平成25年2月より精神科急性期治療病棟を精神科救急病棟に転換し、従来の精神科救急病棟と合せ60床で運用しているが、その平均在院日数は67.3日であり、急性期を中心とした良質な精神医療を提供しているといえる。

(表 8)

行政及び精神科病院協会と協議して立ち上げた太宰府病院転院システム(※2)は、平成24年度の実績は0人(平成23年度0人)であり効果的に稼働しているとはいえない。

※1 (福岡県精神科救急医療システム)

夜間及び休日昼間の時間帯、救急患者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を行うことを目的として福岡県が福岡市、北九州市と共同で運営。情報センターが、本人、家族、消防、警察、保健所からの電話相談を受け付け、入院又は診察が必要と判断した患者について、当番病院に振り分ける。当番病院での対応が困難な場合、拠点・専門病院が協力する。

※2 (太宰府病院転院システム)

太宰府病院で症状が軽快した患者を地域の民間病院が受け入れる仕組み。これにより民間病院で処遇が困難な患者受け入れのための病床を確保する。

II - 5 身体合併症患者の受入れに関すること

結核を合併した精神障害者の治療については、結核隔離病床を6床設置しており、平成24年度病床利用率は20.5% (平成23年度39.4%) と、依然として病床利用率は低い。

II - 6 社会復帰の促進に関すること

デイホスピタル、訪問看護の実施については、平成24年度のデイホスピタル利用延人数(10,796人)、訪問看護実施延人数(3,803人)やデイホスピタル終了率(52.1%)と、類似県立病院と比べても積極的な取組みが行われている。

(表11、12、13)

医師会、県精神科病院協会などの関連団体、県保健福祉環境事務所、精神保健福祉センター、児童相談所等との連携については、関連団体の連絡会議等には定期的に参加しており、保健福祉環境事務所等とは情報交換を密にしている。

患者家族会の活動の支援については、グループホーム、小規模作業所の運営運営を平成18年度から引き継いでいる。

II - 7 その他公的医療の実施に関すること

民間で処遇が困難な患者の受入れについては、精神保健福祉法第26条通報による措置患者と他の精神科病院からの依頼患者の受入れについて、平成24年度の実績は16人であった。

また、民間病院からの患者紹介率は、平成24年度は58.0%（平成23年度58.7%）となっている。

（表14）

司法精神医療については、平成24年度の医療観察法に基づく指定通院者は8人、鑑定入院は1人の実績であった。

II - 8 研究・研修・教育活動の充実に関すること

新研修医制度における精神科研修医の受入れについては、平成24年度に5病院27人を受け入れている。

看護師等医療技術者の実習生の受入れ及び養成機関への講師派遣への協力については、受入れ304人、派遣98件となっている。

研究業績に関することについては、平成24年度の学会発表が8件となっている。

III 経営の健全化に関する事項

III - 9 長期収支計画の達成に関すること

指定管理者は県との協定により長期収支計画（平成17年度から26年度までの10年間）の達成に努めることとしており、この計画に基づき毎年度の収支目標が設定されている。平成23年度からは、減価償却費を除く医業収支を均衡させることを目標にしている。

地域の医療機関との連携強化による患者確保など収入確保のための取組により、患者紹介率（58.0%）は前年度（58.7%）と同程度、デイケア患者数（10,796人）は前年度（9,741人）より増加が図られている。

急性期治療については、精神科救急病棟を30床増床して救急・急性期治療の充実に努めた結果、救急・急性期病棟の病床利用率は89.9%と前年度（90.4%）と同程度となっている。

しかし、それ以外の病棟の病床利用率の低下により、平成24年度の入院患者数は延べ90,698人と平成23年度の93,673人から大きく減少している。

経費節減のための取組としては、委託費・消耗備品費・消耗品費、薬剤・診療材料費等の入札・相見積による価格交渉の強化、ジェネリック薬品の採用促進、在庫管理の徹底などにより費用の抑制が図られている。

なお、薬品は、柳川病院との共同仕入れにより仕入れ単価の引き下げを行っている。

これらの取り組みの結果、平成24年度決算は、医業収入は18億5千5百万円で、当初見込額に対し3千3百万円下回り、医業費用は22億7千3百万円で、当初見込額に対し1億1千2百万円上回った。医業収支比率は当初見込87.4%に対し、実績は81.6%と見込みを下回っている。

なお、決算額の医業費用には、現金の支出を伴わない減価償却費と前年度の経営評価分（平成23年度1億2千2百万円）が含まれているが、これらを除くと医業収支は6年連続して黒字化を達成しており、経営状況としては、順調に推移していると評価できる。

(表15)

4 最後に

平成24年度は、患者サービス向上への取組や急性期を中心とした医療機能の充実と経営の安定などの面で平成23年度に比べ改善が認められる。

今後、本評価結果が病院運営に十分反映され、医療の質・安全・効率が確保されるとともに、経営の改善が図られ、県の精神医療の中核施設としての役割が存分に発揮されるよう期待する。